

新技術者単価及び当初契約時点の物価に基づく業務委託料に変更する特例措置について

交通局では、令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことを受けて、同単価を改訂し、原則として令和4年4月1日に新技術者単価で積算した入札へと移行するとともに、以下の特例措置を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、令和3年度に実施された設計業務委託等給与実態調査では、一部の単価が前年を下回っていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、一時的に賃金支払いが抑制されている可能性が懸念されることから、このたびの新技術者単価においては、前年度を下回った単価について、昨年度単価に据え置く特別措置が実施されています。

記

1 特例措置の適用対象は、「令和4年3月1日以降に契約を締結する設計業務委託等のうち、旧技術者単価で予定価格を積算しているもの」とします。

2 特例措置の協議の請求は、書面（様式）により行うこととし、令和4年3月1日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、当該設計業務委託等の契約締結の日から30日以内とします。履行期限が年度内の設計業務委託等については、速やかに請求してください。

協議の請求先は、対象の設計業務委託等の担当課とします。

3 変更後の業務委託料は、次の式により算定します。

変更後の業務委託料＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：	新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
k ：	当初契約の落札率

4 令和4年3月31日までの入札公告の設計業務委託等は、全て旧技術者単価を適用します。

令和4年4月1日以降の入札公告の設計業務委託等は、原則として新技術者単価を適用します（例外的に旧技術者単価を適用するものは、設計図書及び入札公告にその旨明記します）。

5 業務委託料の変更協議により、変更契約することとなった設計業務委託等については、技術者への適切な賃金水準を確保するため、技術者への賃金水準等の引上げを要請します。

[様式]

令和4年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者交通局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

新技術者単価の運用に係る特例措置に基づく業務委託料の変更について（請求）

下記工事について、業務委託料の変更に係る協議を請求します。

記

1 委託業務名

2 履行場所（対象）

3 業務委託料 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで